

令和4年度

第1回越谷市景観評価委員会会議録

令和4年10月6日

越谷市役所本庁舎8階

第2委員会室

越谷市都市計画課

令和4年10月6日

令和4年度第1回 越谷市景観評価委員会議事日程

1. 部長あいさつ
2. 開会
3. 会議録署名委員の指名
4. 議事
 - 第1号議案 令和4年度こしがや景観資源の登録について
5. 報告
 - 報告事項1 景観計画施行状況について
 - 報告事項2 屋外広告物許可件数等について
6. 閉会

出席委員

会 長 岡 田 智 秀
会長職務代理者 大 沢 昌 玄
委 員 岡 崎 拓 也
委 員 土 屋 孝 子
委 員 深 堀 清 隆
委 員 依 田 彩
委 員 石 尾 正 樹
委 員 井 本 一 郎
委 員 石 河 優 子

欠席委員

委 員 藤 波 祐 子

市長部局

都市整備部長

林 実

都市整備部副部長（兼）都市計画課長

田 中 祐 行

都市計画課調整幹

北 林 大 樹

都市計画課主幹

木 下 雅 之

都市計画課主幹

山 岸 千 里

都市計画課主査

鷺 谷 迪 嵩

事務局

都市計画課主幹 大 野 仁

都市計画課主任 菊 地 佳

◎資料確認

事務局 それでは、定刻となりましたので、会議を始めさせていただきたいと思います。

本日司会を務めさせていただきます都市計画課、大野と申します。よろしくお願いいたします。

まず、会議に先立ちまして、本日の資料でございますが、お手元の配付資料一覧に沿って確認させていただきます。

初めに、本日の次第でございます。続きまして、「越谷市景観評価委員会委員名簿」でございます。続きまして、「第1号議案 令和4年度越谷景観資源の登録について」、こちら当日差し替え資料でございます。続きまして、資料1-1「こしがや景観資源登録要領」でございます。続きまして、資料1-2「こしがや景観資源登録に係る手続フロー」でございます。続きまして、資料1-3「こしがや景観資源登録応募位置図（令和4年度）」でございます。続きまして、資料1-4「こしがや景観資源の応募資源一覧」でございます。続きまして、資料1-5「こしがや景観資源登録応募一覧（令和4年度）」、先ほどと同様に、当日の差し替えでございます。続きまして、「地域で身近なこしがや景観資源を募集します」のポスターでございます。続きまして、資料2「越谷市景観計画施行状況」でございます。続きまして、資料3「屋外広告物許可件数等について」でございます。続きまして、「出席職員名簿」でございます。

続きまして、「第1号議案 令和4年度こしがや景観資源の登録について説明資料」でございます。続きまして、報告事項1「越谷市景観計画施行状況について」でございます。続きまして、報告事項2「屋外広告物許可件数等について」でございます。最後に、「こしがや景観資源登録済み写真一覧」でございます。

以上、不足資料はございませんでしょうか。不足がございましたら、事務局にて対応いたしますので、お申し出ください。

また、本日ご意見いただく際には、お手元のマイク、手前のボタンを押していただきまして、ご発言をお願いいたします。

なお、本日出席しております市の職員につきましては、出席職員名簿を配付してございますので、ご確認をお願いいたします。

◎部長あいさつ

事務局 それでは、開会に先立ちまして、越谷市都市整備部長の林よりご挨拶申し上げます。

都市整備部長 改めまして、皆様こんにちは。都市整備部長の林と申します。

本日は大変お忙しい中、令和4年度第1回越谷市景観評価委員会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、次第にありますように、議事1件、報告事項2件を上程させていただいております。議題の内容といたしましては、こしがや景観資源の本年度分の登録についてご審議いただきたいと存じます。

委員の皆様には、本市の良好な景観形成に向けて、様々なお立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくようお願い申し上げます。

◎会議成立の報告

事務局 続きまして、本日の委員の皆様の出席状況でございますが、9名の委員の方にご出席いただいております。

なお、藤波委員におかれましては、所用のため欠席されております。

よって、委員10名中9名の出席でございますので、越谷市景観条例第37条第2項の規定により、委員の過半数が出席されていることから、本委員会の会議は成立していることをご報告いたします。

◎傍聴者・報道関係者の対応

事務局 次に、会議の傍聴についてでございますが、本日の委員会は、越谷市景観条例施行規則第32条第2項の規定に基づき、会議を公開とし、傍聴者を10名として、所定の方法で会議開催の事前公表を行いましたところ、本日は傍聴者、報道関係者がおりませんので、ご報告いたします。

◎議長の決定

事務局 それでは、これより第1回景観評価委員会の議事へと移らせていただきます。

議長は、越谷市景観条例第36条第2項の規定に基づき、会長が議長となります。

それでは、岡田議長に議事進行をお願いいたします。

◎開会

議長 承知いたしました。

それでは、ただいまから令和4年度第1回越谷市景観評価委員会を開催いたします。

本日は、お足元の悪い中、また10月らしからぬ寒い中、本委員会にお越しいただきましてありがとうございます。例年ですと、秋晴れが広がる10月期にこの委員会、年に1回というタームで開催されるところですが、何やら温暖化の現象なのかよく分かりませんが、来週になると、また気温が上がるなんていうふうに申していますけれども、皆様、くれぐれも体調の管理には十分ご自愛いただけたらと思います。

この本庁舎、新しく建て替わりまして、2回目のこの委員会の開催となります。私事ですが、今、栃木県の景観アドバイザー業務で、鹿沼市の中学校で、景観教育の講師を仰せつかって、月に1回、東武線に乗って越谷駅を通過するんですけれども、車窓の風景を見ていると、かつては市民会館が非常にランドマークとして、しらこぼと橋とセットに見えてきたんですけれども、そこに何とこの庁舎が非常に神々しくそびえ立って、非常にいい形で越谷の市内にも新たなランドマークができたんだと、つくづくうれしく車窓の風景を楽しんでいるところです。

当初は、計画の中にデジタルサイネージをこの壁面に取り付けるというような、何とも驚いた計画が当初はあったんですけれども、さすがに景観の観点から、それはちょっとやめたほうがいいんじゃないかといったことが、やはり奏功したんだと、つくづく感じたところでございます。

さて、そういうような形で、本市の中にもいろいろな景観資源、出てきております。本年度5回目になりますでしょうか、この制度は。ということで、5年が長いか短いかはさておきまして、手探りの状態から始めた制度でございます。恐らく、本日もいろいろな新たな知見、ご意見等あろうかと思っております。この制度は、景観登録制度は成長型の取組というようなことで、昨年よりも今年、今年よりも来年、そういった形でよりよい形で、よい形に収めていきたいと思っておりますので、ぜひ本日も委員の皆様方から忌憚のないご意見、ご指導いただきまして、円滑なる調査、審議、進めてまいりたいと思っております。ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

◎会議録署名委員の指名

議長 それでは、まず最初に、会議録署名の委員の方のご指名をさせていただきます。

会議録署名委員は、越谷市景観評価委員会運営規程第4条第2項の規定に基づきまして、井本委員にお願いいたしたいと思っております。よろしいでしょうか。よろしくお願いたします。

◎第1号議案

議長 それでは、早速でございますけれども、議事に入りたいと思っております。

本日の議事は1件でございます。次第に基づきまして、第1号議案、令和4年度こしがや景観資源の登録についてを議題とさせていただきます。

なお、議案の朗読後、都市計画課より案件の説明を行いまして、その後、皆様方から質問、意見をお寄せいただきつつ、最終的に採決に入りたいと思っております。

それでは、議案の朗読、ご説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 それでは、議案を朗読させていただきます。

「第1号議案 令和4年度こしがや景観資源の登録について」、越谷市景観条例（平成25年条例第17号）第33条第1項第5号の規定により諮問する。

令和4年10月6日提出、越谷市長、福田晃。

以上でございます。

議長 それでは、事務局よりご説明お願いいたします。

都市計画課主査 それでは、第1号議案のご説明をさせていただきます。

私は、都市計画課の鷺谷と申します。よろしくお願いたします。

それでは、第1号議案に関する説明事項として、スライド画面と、お手元の資料をご覧いただければと思っております。説明事項としてご覧の4点、1、こしがや景観資源の概要、2、令和4年度の応募状況について、3、令和4年度の登録資源について、4、令和5年度の募集についてを説明させていただきます。

着座にてご説明させていただきたいと思っております。

では、説明事項の1点目として、こしがや景観資源の概要についてご説明いたします。

こしがや景観資源は、越谷市景観条例第25条に規定されているもので、市民からの応募に基づき登録した、市内における優れた景観を構成している要素や眺め、その眺めが得られる場所などのことでございます。登録した景観資源は、広く周知を図るとともに、保全、活用を図るものとしており、運用を開始した平成30年から令和3年度までの4年間で149件の景観資源を登録しております。

なお、本市の最上位計画であります第5次総合振興計画において、令和7年度までに累計

240件、年間30件程度登録することを目標としております。

こしがや景観資源の登録までの流れについて、スライド下部にフローで示しておりますが、お手元の資料1-2のほうがより詳細な内容となっておりますので、こちらの資料もご覧いただきながらお聞きいただければと思います。

まず、こしがや景観資源は通年で募集をしております。募集期間中に広報紙やホームページなどで募集の周知を行いまして、応募があった資源候補については、都市計画課にて現地確認や所有者の意向調査、関係機関との調整を行いまして候補の選定を行っております。

その上で、登録に向け、本日の景観評価委員会でご意見をいただいた後、ご意見を踏まえながら登録の手続きを行い、登録した景観資源について市のホームページなどで周知をしていくという流れになっております。

それでは、こしがや景観資源の登録について、再びスライドにてご説明いたします。

こしがや景観資源の登録は、こしがや景観資源登録要領に基づいて行っております。登録要領もお手元に資料1-1として配付させていただいております。

登録対象につきましては登録要領の2に定めておりまして、(1)地域で身近な景観を構成している要素、(2)地域で身近な眺め、(3)地域で身近な眺めが得られる場所としております。

こしがや景観資源の登録基準は4点ありまして、登録要領の3に定めております。(1)道路その他の公共の場所から見るができること、(2)景観資源の所有者の承諾が得られ、継続的に資源の保全が見込まれること、(3)大切にしたい、後世に残したい越谷の景観を感じさせること、(4)地域の景観形成に良好な影響を与えていることとしております。

なお、これまでに基準を満たさないために登録できなかったものについて、スライドに写真を示しております。これら2つの候補につきましては、登録基準(2)所有者の承諾が得られなかったことから登録ができなかったものになります。

続きまして、登録された景観資源の周知と活用についてご説明いたします。

登録した景観資源は、市のホームページへの掲載、都市計画課窓口へのファイル配架により周知を行っております。また、資源を登録した際には、本市の職員が業務情報の共有などに活用している電子掲示板にて周知しておりまして、全庁的に登録資源を活用するよう呼びかけております。

その結果、市が発行する冊子などに景観資源の写真を掲載することで、資源の周知、活用を行っております。

昨年度に資源の写真を活用した例がありますので、内容の一部をご紹介します。

環境政策課の越谷市環境管理計画及びその概要版の冊子内に写真を掲載しております。

また、近年、コロナの影響によりオンライン会議が多く行われていることを受けて、オンライン会議の背景に使える画像として、市のホームページに景観資源の写真を掲載しております。

説明事項1、こしがや景観資源の概要は以上となります。

続きまして、説明事項の2、令和4年度の応募状況についてご説明いたします。

こしがや景観資源は通年で募集をしておりますが、年度での締切りを毎年7月末に設定しております。

令和4年度の募集テーマは、「あなたにとってイチオシの視点場を教えてください」と設定しておりました。募集方法は持参またはメール、電子申請であり、周知については、市役所や地区センター等へのポスターの掲示、チラシの配架、また広報こしがや・SNSでの記事の掲載、小・中学校の校長先生が集まる会議の場でのご案内、イオンレイクタウンアウトレットでの展示等を行っております。

なお、今年度は視点場をテーマとしておりましたが、応募者の方々に視点場というものの定義が分かりづらかったという点も感じております。視点場としてご応募をいただいたものの中でも、神社など近接で写したものなど、視点場以外に分類させていただいた景観資源もございます。次回以降のテーマの設定の際には、応募者に分かりやすいテーマを設定する、テーマに対する説明の記載を分かりやすくするといった点を注意してまいります。

今回、視点場以外の応募も多数ありましたが、景観資源としての登録要件は満たしておりますので、それらについてもぜひ登録させていただきたいと考えております。

続きまして、令和4年度の応募に関しては、イオンモール株式会社より、こしがや景観資源の写真展示についてご提案いただきまして、イオンレイクタウンk a z eからアウトレットにつながる上空通路内におきまして、令和4年4月9日から令和4年4月24日の間、こしがや景観資源の写真展示をしていただきました。現地には今年度のこしがや景観資源の申込書も配架しておりまして、62部が受け取られておりました。

また、イオンモール株式会社より、展示中の通行者数は約7万2,000人であったと報告を受けております。これにより、こしがや景観資源の周知が大きく図られたのではないかと感じております。

続きまして、令和4年度の応募状況はこちらの表のとおり、応募者数23名、応募件数59件となっております。

応募された資源の位置として、右図に小さい図で、載せさせていただいておりますけれども、市の中心部に多く応募が偏っているような形が見受けられますが、これまでに応募の少なかった北西部で、浄山寺や三野宮の田園風景などの応募もありました。

また、今回は中学校へも応募の依頼を行いまして、9件の応募がございました。

今年度は、インスタグラムでの発信や電子申請の導入を行ったことにより、例年よりも応募者が増えたものと考えております。

では、この次のスライドから、今年度に応募があったものの一例をご紹介します。

まず、今年度の募集テーマでありました視点場の応募のご紹介ですが、「展望台などの高い場所、調節池や橋梁などの視界の開けた場所などから、遠く離れた山や夕日、街全体などが見られるもの」を視点場として登録しております。登録名称としましては、「〇〇からの眺め」とさせていただいております。

それでは、応募のあった視点場をご紹介します。

視点場につきましては、13件の応募がございました。その一例を写真でご紹介しております。市役所本庁舎、リユースなどからの高所からの眺めや、市内の橋からの眺めなど、様々な視点場からの応募をいただいております。

次に、登録済みの資源と同様のものの応募になります。今年度も、県民健康福祉村や久伊豆神社、花田苑などについて応募がありました。

そして、こちら3、4、5番、登録受付番号のものですが、同じ方がほぼ同じ場所から撮影された写真になりますが、撮られた季節が違う写真になります。同じ場所でも季節が異なると、これだけ違った景色にも見えるんだなということが分かる写真応募になっております。

続きまして、今回初めて登録された地域や場所の資源になります。浄山寺や三野宮など、これまでに応募の少なかった越谷市の北部や西部の資源の応募が今年度はありました。

続きまして、説明事項3、令和4年度の登録資源についてご説明いたします。

今年度分の登録資源については、応募がありました59件中、1件を除く58件を登録したいと考えております。

また、市としては登録としたいものの、本委員会にてご意見をいただきたいものについて3件ございますので、併せて次以降のスライドにて詳細をご説明いたします。

まず、登録ができないと考えている応募資源について、R4-34、応募名称「土手による国道4号バイパスの東武線跨線橋」になります。これは、管理者である大宮国道事務所に意見を伺いましたところ、のり面は今後コンクリートを張る可能性があり、今と同じ状態を保つこと

は約束できないということから、登録資源については見送ってほしいとのご意見がありました。つきましては、登録基準（2）景観資源の所有者の承諾が得られ、継続的に資源の保全が見込まれることを満たしていないため、未登録としたいと考えております。

続きまして、登録に当たり、ご意見をいただきたい資源候補について、まず1件目になります。これは、橋を対象としているものですが、景観とするには近接過ぎると思われるものになります。昨年度いただいた答申の中で、「対象物に近接している資源については、対象物全体や周辺との状況も含めたものとし」とありましたので、そちらを踏まえ、応募者と調整の上、引いた構図に撮り直した登録案のとおり登録したいと考えております。応募者にも聞き取りをしましたところ、撮り直していただいて構わないということでございました。

このような考えの下、登録案のような写真で問題がないか、ご意見をいただけますと幸いです。

では、続きまして、2件目になります。「五社稲荷神社（参道）」で、左が応募写真になります。応募理由に、「夜に通ると落ち着いた雰囲気味わえる」とありますので、夜間の写真の方が望ましいと思われるものの、暗く、参道として判別しづらいという点がございます。こういった場合には、日中の写真のほうが望ましいかどうか、ご意見をいただきたいと考えております。こちらも応募者に聞き取りしましたところ、必ずしも夜の写真にこだわりたいわけではないため、日中の写真でも構わないということでございました。

事務局としましては、日中の写真でも、参道の落ち着いた雰囲気が伝わるのではないかと考えておりますので、右の写真への差し替えを検討しております。

続きまして、3件目は、移動中の電車内から撮影した写真になります。事務局としましては、固定された場所からの写真であれば、視点場としていたところですが、電車のように移動するものの場合は視点場と呼ぶことが難しいのではないかと考え、眺望としております。

また、応募者にこちらも聞き取りしましたところ、高い場所から市内が見渡せる視点場という点と、町並みと富士山の眺望という点のどちらともいえるとおっしゃってございました。

登録としてよいか、ご意見いただきたいものの3点は以上となります。

最後に、説明事項4、来年度、令和5年度の募集についてのご説明をさせていただきます。

令和5年度の募集テーマの候補として、「季節（春夏秋冬）を感じさせる景観」を考えております。季節（春夏秋冬）を感じる景観につきましては、桜や紅葉、雪景色などによって、同じ場所でも季節によって景観の印象が大きく異なります。各資源に春夏秋冬の登録があることで、季節ごとに足を運んでみたくなるような、地域に身近な景観資源の登録ができると思っ

おります。

以上、本景観評価委員会において伺いたい内容としましては、①登録基準に基づく登録（案）の是非について、②その他、資料1－5、応募一覧にございます公開名称（案）や、テーマ等についてのご意見をお願いいたします。

答申後は、地域の身近な景観資源の登録を進め、幅広く市民へ周知することで、景観資源の保全・活用につなげていきます。景観資源の登録により、景観に対する意識の醸成を図り、さらなる身近な景観まちづくりを推進していきます。

説明は以上です。ありがとうございました。

◎議案に対する質疑・意見

議長 事務局からのご説明ありがとうございました。

また、改めまして、この59件の精査を実施していただいたということと、日常を通じて応募数の増加に積極的にいろいろ広報を打っていただいているということの説明がございました。この場を借りて、事務局の皆様には厚く御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

さて、今、事務局からご説明いただいた内容につきまして、これから質疑、ご意見賜りたいと思いますけれども、まず全体を通して確認という意味で、質問からお受けしたいと思っておりますけれども、皆様方から何かご質問等あれば、挙手にてご発言いただきたいと思います。いかがでございましょうか。全体を通してですので、どこからでも結構ですけれども。1年ぶりですので、なかなか記憶をたどるのも大変かとは思いますが。

そうしたら、続いて意見のほうに入りたいと思っておりますけれども、当然、質問と意見というのは前後あるかと思っております。その辺はあまり敷居を設けず、フランクな形で質疑、意見、これから賜りたいと思っております。

まず、事務局からご相談があった内容といたしましては、R4-34番、大宮国道事務所からの回答を踏まえたもので、これは登録が難しいという話でございました。

スライド、ちょっとそちらのほう提示いただいてもよろしいですか。

この登録資源の条件としては、やはり継続性が担保されるものという前提に立ちますので、これは管理者のほうから難しいということですので、この点については登録できないという判断で考えております。これでよろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

議長 よろしいですか。

では、残念ながら登録は難しいということで、R 4-34は非登録ということとさせていただきます。

続いて、悩ましい3件が事務局より挙げてございます。

まず最初に、挙がっている順番から議論していきたいと思いますが、R 4-21番で、念仏橋というものでございます。

さて、この念仏橋は、応募理由としては、言い伝えがありそうな名前の橋、また、古風な雰囲気漂わせている橋なのだというようなことでご応募いただきましたが、事務局判断としては、かなり橋が近くて、周りの風景との関係性もなかなかひもとけず、一言で申しますと、場所の特定がなかなかこの橋の欄干だけでは判断できないということがあるので、昨年と同様の案件がありましたけれども、引きを撮って、周辺の風景としての収まりをもう少し強調したほうがいいのではないかという、個人的には適切な見解だとは思いますが、もう少し事務局のほうから精査いただいた調査内容を、補足があればお願いしたいと思います。事務局、いかがでしょうか。

例えば、言い伝えがありそうなのところの言い伝えが本当にあるのかなのか。

都市計画課主査 こちらの念仏橋ですが、調べたところ、諸説あるようでございますが、この橋のそばに安国寺というお寺がありまして、その僧が念仏を唱えながらよくこの橋を渡っていたということからという説がありました。

また、この橋を含め、この通りが念仏橋通りとも呼ばれており、古くから市民に親しまれている橋及び通りとなっているようです。

以上となります。

議長 ありがとうございます。

ちなみに、その安国寺ですか、引きを撮った場合には、この橋とそのお寺がセットで見えてくるようなことはないですか。

都市計画課主査 少し離れております。

議長 そうですか。分かりました。

ただ、そういったきちんとしたいわれがありそうで、諸説ありながら、地名ではなかなか橋の名称も含めて諸説が付き物なんですけれども。

というのが事務局の説明でございます。この点について、委員の皆様方からご意見、ご質問等をお寄せいただきたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

どうぞ、〇〇委員。

〇〇委員 質問なのですが、これは撮り直したというのは、応募してくださった方が撮り直したのか、それとも市の方が撮り直したのかということが質問で、橋が暗いような状況で、今回参考に撮り直した事例は結構明るい写真になっているので、もし撮り直しできるのであれば、もう少し橋の形が見えた方がいいかなと、ちょっとこれだと暗いかなというふうに思った次第です。すみません、質問と意見でございます。

議長 事務局、お願いします。

都市計画課主幹 写真の撮り直しに関しましては、事務局のほうで撮り直しの作業を行っております。事前に応募者にはその旨は伝えておりますが、今、〇〇委員から意見があったとおり、当初の応募の写真につきましては、少し晴れているような状況で、撮り直しがちょっと雲の多い写真になっておりますので、改めて事務局のほうで、応募者の意図に合った、より分かりやすい写真の撮り直しは進めさせていただきたいと思っております。

以上となります。

〇〇委員 了解いたしました。

議長 この後、いろいろ意見もあろうかと思っておりますので、それを踏まえた形での構図を少し検討いただきたいなと思っております。特に、後ろの広告物の赤色が結構目立ったりもしているので、逆のほうから撮るのも一つの手かもしれないですし、登録するかしないかの審議も含まれておりますので、もう少し皆様からご意見をお寄せいただきたいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

〇〇委員 この写真を見ると、応募理由の中に言い伝えがありそうな名前の橋と書いてあるのに、橋の名前が削られているので、その辺の整合性、写真の撮り方なんだと思うのが一つ。

あと、もう一つは、応募理由の中で、古風な雰囲気を読ませている橋なのでというコメントがあるのですが、この写真からだとその雰囲気が読み取れないところがあって、事務局のほうで実際に見てどうだったのかとか、これだと古風ってどこかなと、その辺が気になりました。

議長 事務局、何かご意見ございますか。

都市計画課主幹 以前も近接している写真に対する撮り直しについてのご意見をいただいた経過もございますが、まず市のほうで考えたのが、〇〇委員がおっしゃっているとおり、念仏橋という名称板が切れているのは市としても気になったところがございます、その分かるような写真も一つの案としてはご用意させていただいております。

ただ、近接し過ぎると、もともとの答申の意見でもありましたとおり、全体的な景観として

の要素だったり、場所が明確に分からないというような懸念がございましたので、応募者の意図としましては、念仏橋という主体の橋が、景観の特定された資源でございますが、景観上の要素から考えると、全体的な川だとか風景、周りの景色も含めた一体となったものが備わって、一つの景観として形成されているべきかと思っておりますので、そういった視点から撮り直しの構図は設定させていただいています。

また、先ほどの後ろの赤い看板や、店舗状況等は各種撮り直しに当たっての配慮事項がございますので、いただいた意見を踏まえながら、撮り直しは進めさせていただきたいと思っております。

以上となります。

議長 ありがとうございます。

委員、よろしいですか。

〇〇委員 ありがとうございます。

都市計画課主幹 古風な点につきましても、橋全体を、全景が分かるような形のほうがよいかと思ったのですが、天候状況が悪かった時に撮ったということで、少し古風さが薄らいでいるように感じております。そのため、天候のいいときに改めて撮り直しさせていただきたいと思っております。

以上となります。

議長 そのほかいかがでしょうか。

どうぞ、〇〇委員。

〇〇委員 もしかしたら分からないかもしれませんが、古くから親しまれた橋ということで、結構念仏橋という名前から相当古い話にこだわって調べられたのかもしれませんが、この土木の構造物としていつ頃架けられて、その前の橋の面影を少し継承するようなことを、例えば親柱だとか、そういう何か橋の継承の中で、細部にちょっと前の形を残すようなことを、もししているのであれば、応募された方が、どちらかというとそのパーツの部分から何か、名前が、念仏橋という言葉を使っているとか、そういうことを感じて応募したのだとすると、そういう部分のことに、もし過去からの継承という意味があるのだったら、もうちょっと親柱をしっかりと撮るような形で見せるというのもあるのかなと思えました。

あるいは、新しく周辺のこと、位置関係も分かるようにということであれば、例えば登録案のほうも、右側のほうとか、親柱とかちょっと欠けているとか、そういう橋としての全体像がやっぱりつかめるようなアングルで撮れるといいんじゃないかなと、ちょっと思ったところでは。

過去の状況や、橋としての経緯とかは分からないですよ。そこは難しいかなと思ったのですが、もしあれば、この高欄、親柱、照明等の何かのパーツ上に継承の意味が込められているのであればと思いました。

以上です。

議長 事務局。

都市計画課長 私のほうからお答えさせていただきます。

直接は関係ないですけども、私、すぐこの橋の横に昔住んでいて、よく使った橋でございます。先ほど委員さんからあったとおり、架け替えはしております。昔はもっと細い幅であって、そこをよく通っていましたが、この橋の向こう側、手前側かちょっとよく見えませんが、区画整理などで住宅地を張りつけたということもありまして、橋をきれいにして広くしたと。曲がっていくと、せんげん台駅のほうに行く橋でございます、非常に交通量が多い橋です。

ただ、委員さんがおっしゃった、親柱まで残してこれを架け替えたかというのは、ちょっとまだ定かではないんですが、全体に広げておりますので、多分、もしかしたら新しい橋として、名称としては先ほど言いましたとおり、昔から安国寺というところに続く道でございますので、地域のシンボルとして念仏橋というような言い方はよくされていて、使わせていただいています。

ただ、ここに、応募理由に、古風な雰囲気、先ほども〇〇委員さんからありましたが、昔ながらの、言い方は悪いんですが、荻島のメ切橋みたいな、ああいうものとはちょっと若干違うのかなと正直な印象を持っていますので、その辺が地元の言い伝えのある橋というようなところで、この橋をシンボルとするのかというようなところが議論になっていくのかなと思っております。

以上でございます。

議長 どうですか。

〇〇委員 そうですね、細部のところで、新しく造り替えられているその形を、例えば模倣し、昔の橋でも、シンプルな形状で意識的にそういう形状を取っていたりする親柱だとか、そういうものもあつたりすると思いました。ただ、いずれにしてもそこら辺は多分あまり分からないのかなと思いますので、少なくとも、右側の登録案のほうで、橋の形状とか全体像が分かる、あと周辺も分かるようにするといいいんじゃないかなと、私も思います。

議長 そのほか、いかがでしょうか。

やはり、私も今ちょっと感じたのは、〇〇委員のおっしゃるというか、この古風ということ

の捉え方というんですかね、なかなか賛否が分かれるようなところかなと思うんですが。

その一方で、言い伝えということについては、事務局のほうでも調べていただいて、地域のお寺とのゆかりのある橋ということで、ある意味、この橋を見ることで、そのお寺の地域性というものがイメージとして享受できるというのは、景観としての価値もあろうかというようなことを、今、私自身頭で整理していたところなんですけれども。

もう少し、ちょっと皆さんからご意見伺いたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

〇〇委員 この橋を見ますと、かつて木造で造られたのかなというような形状をしていると思います。もちろん今は材質は違うと思うのですが、撮るアングルで古風な雰囲気というのが出ればいいかと思うんですけれども、ちょっとあまり近過ぎるのかなというのは、難しいところですね。

議長 もう少しおっしゃると、近景で難しいというのは、率直に言うところのどの辺のところですか。

〇〇委員 橋が、もちろん縦だと、かつて木造だっただろうというこの感じというのが消えてしまいますし、横から撮ると、結構いろんなものが入ったり、あと長さがあるので、全体入れるとなると難しいのかなと思いました。

議長 古風というのは、何をもってこれ古風と撮影者が捉えているのかが、これは分からないところなんですけれども、いわゆる木を基調とした橋をもってして古風というふうに考えるのであれば、これ素材はコンクリートなので、いわゆる偽物ということで、これは、実は長い間、景観の議論があって、いわゆる〇〇風というところの難しさ、〇〇風ということは〇〇ではないということで、いわゆるこれ擬木という言い方になると思うんですが。

その一方で、先ほど繰り返しましたように、言い伝えということの部分については、かなり裏づけが取れそうだとということで、この辺ちょっと整理すると、やはり〇〇風というのは、なかなか人によって捉え方が難しいということと、先ほど〇〇委員と〇〇委員が言われたような継承性ということの意味では、なかなか今は継承しづらいというようなことがあるので、もしこの場で、結審するのであれば、いわゆる言い伝えのところとか、お寺との関係性でつながっているわけですね、その方向性としては。ですから、その全体像を周辺を含めた形で登録するというのが1案。

もう一案は、いわゆる過去の橋梁の成り立ちを遡って調べて検証して、果たして木の形態がこの現状の形にどこまで踏襲しているかというようなすり合わせをするかというようなのが2

案。

あるいは、その他、委員のほうから何か代案があればというようなことで、ひとまずその三択でひとつご審議いただけるとありがたいかなと思うのですが、いかがでございましょうか。

どうですかね。なかなか判断しづらいですか。

分かりました。そうすると、やはり〇〇風ということだとなかなか木材ではない、これ木を似せたものというようなことにもなってしまいますので、そうであれば、誰もがうなずける成り立ちとしては、その地域との関係性、念仏橋という橋の名前しかりというようなことで、第1案で申し上げたいいわゆる地域性を象徴づける橋というようなことで、安国寺とのセットで評価するというようなことで、登録案とした場合にご異論等ございますでしょうか。

よろしいですか。

どうぞ、〇〇委員。

〇〇委員 先ほどから古風というのは難しいという話をしていたんですけれども、一応この照明柱が、今いわゆる普通のシャープなものではなくて、行灯風というか、ガス灯風というか、ちょっと昔っぽい感じなので、その辺もちゃんと画角に入るように、わざと入れているという感じがするので、その辺も古風と関係のあるものなんじゃないかなと、個人的にはちょっと思ったりしていました。

やっぱり、木をイメージして、組み方とかも、橋の欄干の形とかも、偽物ですけれども、意識してももとはデザインされているのかなというふうには思って、だからその辺が古風らしさを出そうとしているのかなというふうに、最初の写真を見て思っていました。

以上です。

議長 その古風を前面に出すかどうかということについては、どうですか。

〇〇委員。

〇〇委員 その古風らしさを出そうとすると、やっぱり寄るしかないと思うので、逆に、私のほうは、そうするとちょっと前面に出すのは難しいかなとは思いますが。

議長 ありがとうございます。

そうしますと、安国寺というところがちょっと理由にはないんですが、ぜひその辺は応募者の方に申し伝えていただいて、いわゆる安国寺をベースとした橋との関わりでもって、その地域性が象徴づけられているということで、再評価いただくとよろしいかなと思うんですけれども、そういったアプローチというのはこの委員会ではよろしいんですかね。事務局にちょっと確認なんですけれども。

どうぞ、〇〇委員。

〇〇委員 ちょっと大きなことを言えば、前回の違和感というのがありまして、この景観の指定というのは写真コンテストなのかどうかということがちょっとよく分からなかったのと、あと、次のところで発言しようと思っていたんですけれども、1つ、レイクタウンの噴水を方向が逆で撮ったものも2件として登録するということがあったんですけれども、これについては違和感が少しありまして、ちょっと私なりに整理をしたら、まずお寺とか橋とか、そういう物に対して指定をするという方向と、もう一つは、それを遠望でもいいんですけれども、見え方というんですか、この視点という、見る場所というふうに、もうそこを指定の対象にすると。

つまり、実際の物と、それからそれが見える場所と、これがちょっと僕の中で混同されていたので、それは両方あるんだなと。レイクタウンの左右から見たのであれば、噴水が指定対象じゃなくて、それは指定対象になってもいいんですけれども、そうじゃなくて、Aというところから見たものも1件、Bというところから見たものも1件、それは全く違って見えますよとなる。前回の審議会で、今日欠席されている委員の方が、うちの近所から見えていたと発言されていたと思うんですけれども、そういういわゆる物に対する視点と、それから見える場所に対する視点と2つある。

今回のこの念仏橋についていうと、やっぱり安国寺まで広げてしまうと、今、これは橋に対する指定であって、文化とか云々というのはタイトルとか、安国寺にまつわる何か伝説の名前を背負った念仏橋とか、タイトルの形容で済むような形もするのでございます。そこに文化まで入れてしまうと、じゃ、安国寺というまたもう一つの別の場所、じゃ、その念仏橋が、その橋が見えるここは視点になるのかという問題も絡んできちゃうみたいで、今回は、僕は何か撮り方の問題、写真がちょっと下手過ぎみたいなことでいいのかなという感じはします。

それで、見ていると、公開されている情報の中に応募理由もちゃんと明記されているので、その中に物語のようなものとか、あるいは個人の印象みたいなものも入れていくことで足りるのではないかなというふうに思います。そうでないと、ただでさえやっぱり私自身もちょっと登録のポイントというんですか、単純に物を並べていだけじゃなくて、情緒も含めて指定されていくものですから、そこは割となるべく切っていったほうが明快なのではないかなというふうに考えました。

議長 そうすると、直接その安国寺という関係性を明記するよりは、先ほどおっしゃっていたのは何でしたか、ゆかりのあるとおっしゃった。

〇〇委員 橋全体の写真の中の応募理由として、そういう物語を明記する。タイトルの一部に、

安国寺、参詣者の念仏から来た念仏橋とか、そういう形で済むような。それを曖昧にしていると、写真と、今度タイトルや理由のそごが生まれてきたり、解決しない、その1枚ぺらでは、というふうな気がしました。すみません。

議長 今のご意見は2通りあって、1つは、今後、描写対象そのもののご質問と、もう一つは、そもそもコンテストとしての意味合いが含まれるかどうかということと、いわゆる撮影地点の話と撮影対象の話との両方が含まれるかどうかということの確認、この3つがあったと思うんですけれども、まず最初に、この描写対象の案件でちょっと深掘りしていくと、私も同じイメージで発言したつもりなんですけれども、要は安国寺自体は実際に見えないということであるんですが、その念仏橋のここに書いてある言い伝えというのは、そもそも安国寺とのつながりがあるので、いわゆるゆかりということの一つ文言として含めてはどうかという、そういう意図でございましたけれども、その方向性でよろしいですか。

ありがとうございます。

そうしたら、事務局のほうから、大枠としてのこのコンテストとしての意味合いがあるのかどうかということと、視点場と視対象との両方が含まれるかどうかということについての回答をお願いしたいと思います。

〇〇委員 コンテストというのはあくまでも例えなので、別に突き詰める話でも何でもありません。

議長 そうですか。

〇〇委員 ぱっと見たときに、写真の撮り方によって評価が変わるだろうなど。

あと、念仏橋も、これタイトルが切れていなければ、そのまま入っちゃったかもしれないし、何か割と写真の巧拙によって、ほとんど登録されているから問題ないと思うんですけれども、そういうことは逆に好ましくないなというふうに思っただけなので、全然コンテストの話はなしにさせていただいて。

議長 そうですか、はい。

じゃ、視点場と視対象の両方が含まれるかということですね。事務局からご回答をお願いします。

都市計画課主幹 先ほど景観資料の概要の説明に当たりまして、3つの分類がありますとお話しさせていただきました。資料1-1に、その登録対象としての3つの分類分けがございますが、1つ目が、景観を構成している要素ということで、特定の景観資源に対するものがございますら、その建物とか樹木とか公園とか、そういった景観によくある視対象とされるものを

分類分けしております。これは見る対象物としての捉え方です。

続きまして、特定の対象物だけでなく、もう少し広い中景くらいのもを対象とした風景、景色、ここでいいますと田園風景とかがその一例にございますが、そういったものを、眺望ですね、それも見るものの対象として考えています。

さらに、今年度はテーマ「視点場」というものをテーマに掲げながら、協議をいただいたところでございますが、そちらは見る場所、見るポイントですね、そちらを景観資源の一つとして捉えまして、展望台とか高台から見える場所などを分類分けして考えております。それは対象物というよりは、その視点場ですね、見るポイント、見る場所を一つとして考えています。

以上です。

議長 よろしいですか。

事務局のご回答、ありがとうございました。

そうしましたら、このR4-21の登録関係については、古風ということについては、近景でそれを説明しようとする、周辺が含まれなくなってくる難しさもあったり、あるいはやはり擬木というところの素材が明確に出過ぎてしまうというようなことで、なかなか賛否が出てくるというようなところから、引きを撮った形で、安国寺のゆかりというような文言を含めて、周辺の風景を構図に織り込んだ形で登録するというところで、事務局から撮影者にお伝えいただきたいと思うんですけれども。

ただ、そのときに、我々としては、応募者の意図をねじ曲げてまで理由を変えていただくことは決してあってはならないと思うんです。そのときに、ちょっと今私は自問自答しているんですが、もし応募理由をこのままでどうしても変更したくないというような形であったとすると、その一方で本市としてはなるべく応募されたものは、登録したいというような話でもありますので、もしそういった理由の変更ができないという回答であれば、これ新しい形になるかもしれないんですけれども、委員会でのコメントというのをこの中に添えるということが可能かどうかですけれども。

まずちょっと、委員の皆さん、どうでしょうかね。当然ながら、撮影応募理由というのはそれなりに撮影者の意図があって、ただ、ここで我々、それが登録にふさわしいかどうか、調査・審議すると。ただ、その結論が応募理由、応募者にフィードバックしたときに、意見が分かれてしまうと、この委員会と応募者との間で。そのときには、一つは明確な理由をもって却下というものもあるかもしれないんですけれども、ある意味登録の余地があるとすれば、その場合には委員会のコメントというものをこの評価理由の中に添えて、例えば古風ということにつ

いては賛否の分かれるところがあるというようなところを明記するとか、そういうコメントに終始してしまうんですけれども、そういったものをしっかりと明記しておく。それによって、景観に対する捉え方の誤解が生じないように、我々としてはメッセージを残すと、そういう形が一つあっていいかなと思うんですけれども、委員の皆さん、どうでしょうか。

どうぞ。

〇〇委員 3つほどありまして、1つは、こういう写真で応募していただいて、見て、これいいじゃないというやつですね。いわゆる景観として誰もがいいねという。今回みたいに、そのものを撮ったときに、さて、みたいな話があって、それを今度どう解釈すれば景観になるのか、あるいはならないのかという、解釈がワンクッション入らないと駄目、そういうのを、この景観の今やっている中にそういうのを織り込んでいくのか、いかないのかという、結構大きな分かれ目なんだろうと思うんです。

もう一つは、この上にある、さっきからちょっと気になっているんですけれども、却下しましょうといったのり面の話があって、これ自体がどうというんではないんですけれども、ある時点、今ここで話しているのは、基本的に景観として残していきましょう、時間軸として残るもの、残っていたものなんですけれども、この上のり面の応募というのは、その時点はなるほどねということがあったとしても、それがいろんな理由で残らない。それを、過去の遺産というのはおかしいんですけれども、こういうのがあったんだよ、だからコメントがつくものとして、今やっている景観とはちょっとスタンスが違うのかもしれないんだけど、そういうある時点、昔はこうだったよねというのが分かる、こんなのがあったんだよねというのが分かるような景観というものを一つ残していくのか、いかないのかというのが、ちょっとこのり面の応募を見させていただいて気になったんですよ。

今、話が出ている橋でいくと、見て、景観としてどうなのと、それだけだとあれだから、ちょっと歴史的ないわゆる意味が必要になって、それを合わせれば、これは一つのものとして残しておいていいんじゃないのと。それから、もしそれが、例えば何々風というのが残っていても、過去のこういう歴史があったものとして残しておいていいんじゃないのと、多分少しずつニュアンスが違う。

その辺、どういうふうに今後考えていったらいいんでしょうかという単純な疑問なんですけれども、大分違うと思うんですね、見方が。ちょっとそこが気になったので。

議長 少し交通整理すると、おっしゃったことは2通りあって、1つは、将来的には残らないかもしれないけれども、現時点のよきものはそれなりに評価して残すというのが1つの話。も

う一つは、過去から脈々と歴史を継承してきて、それが景観として現在残っていて、それをどう評価するかというのがもう一つ。

後者は、この制度に合致して、過去から脈々と来ているものを現時点で評価して、それが後世にも残っていきそうだと。それをもってして登録ということが、現行の制度の仕組みになっていると思います。

もう一つは、最初のほうにあった、これから残らないものを現時点でよいものとして評価すべきかどうかという話なんですけど、これは実は、募集要項のところ、後世に残したいというような文言がたしか入っていたんじゃないかと思うんですけど、それがちょっと条件になると、それを期待して1年後、2年後にそれを見に行ったときに、ないということになると、いささかの問題が出てしまうというのがこの制度の現状のところでありましてけれども、その点もろもろを含めて、事務局から何かお考えがあればご回答いただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

都市計画課主幹 上ののり面の件につきましては、先ほど事務局から説明させていただいた条件の一つとして、所有者の承諾が得られなかったというところで、コンクリートの予定がありますという話になります。登録された資源に関しては、周知を図って皆さんに知ってもらったり、知ってもらった上で、それを保全していきましょうというような、延長線上の保全・活用に努める取組がございますので、先ほど岡田会長がおっしゃっていたとおり、やはりそのコンクリート張りで、その風景、景色がなくなるということが見込まれるものについては、景観資源としての登録は難しいと考えています。

議長 よろしいでしょうか、今の回答で。この先ちょっと残るとい担保がないものについては、この制度としては登録はできないという、今、そういうことで運用化されているということです。おっしゃるような、将来的に残るか残らないか分からないけれども、現時点での評価ということになると、別の仕組みになっていくことになると思いますので、それについてはここでの対象外ということになります。ご理解いただけたらと思います。よろしく申し上げます。

そうしますと、ホームページ上に、今後、この登録資源というのは更新されていくわけですが、そのときに意見が分かれるような、応募者とこの審議会との中で意見が分かれて、なおかつ登載の余地があるということについては、この審議会のコメントを添えるということについては、異論ございませんでしょうか。

どうぞ。

〇〇委員 今回そうすると、そこのところだけ意見が載ってしまうということが、ほかのものと比較して大丈夫か否かというのがちょっと気になるので、もしやるのであれば、全部の資源に対して同一的にコメントを入れる。1つだけ入れると、あれというのをちょっと感じると思ったりするので、これだけとなると逆に目立ち過ぎてしまって、いろんな問題が起きるんじゃないかなと思うので、この応募理由を出す方が本当はいいんじゃないのか。もしコメントを入れるなら、多分横一列、全部を対象としないかというような議論が出てきちゃうんじゃないかなと思って。

そこはそこでまた、当初そういったことは募集要項にも何も書いていないので、そこは応募する方にとって気分を害してしまうといけないのかなと思うので、今の段階だとコメントというのはやめておいて、もしやるのであれば次年度以降に、場合によつたら、何かそういう場合はそういうコメントを添えますとかというふうなのを要項に書いておいたほうが、トラブルは起きないんじゃないかなというのは思った次第です。

議長 ありがとうございます。

そうしますと、確かにそういったご意見もあろうかと思います。そうすると、次年度以降、コメントを含める形で、その際には募集要項はうたっておいて、もしここで、この念仏橋について意見が分かれた場合には、その点はもう一回来年度出し直してもらいましょうか。いわゆる古風というようなものも。

どうぞ。

〇〇委員 私も〇〇委員と同じような意見ではあるんですけども、ちょっと先ほどから伺っていると、少しこの登録案だけがちょっと厳しめな形で検討されてしまっているのかなと思うんですね。そもそも今回問題とされているのが、景観とするには近接過ぎるかどうかというところがポイントなのかなと思いますので、古風な雰囲気がかと云々とかというのは、応募理由の中の一部ではあるんですけども、ほかの今まで登録されてきたものについても、応募理由との関係でどうなのかという観点ではあまり検討されていなかったのではないかなと思いますので、近接過ぎるかどうかというところで検討したほうがいいのかと思うんですね。

なので、例えばできるだけ応募者の方が撮ったお写真を生かすという意味では、もうちょっと登録案よりも念仏橋の正面から離れたところで、念仏橋というのが見えるような撮り方とか、そういった参考例で出ているように撮り直しできるのであれば、それはそれでいいのかなと思うんですけども。

議長 ご意見ありがとうございます。

冒頭、ご意見にも出ていたように、その古風ということの捉え方については、やはり賛否が分かれそうなどころがあるので、その辺についての、1回、その調整というのを応募者に図るということについてはどうでしょうか。

〇〇委員 そこまでする必要があるのかどうかというのがちょっと疑問なんですよね。ほかの方も、応募理由とかでも主観的な意見というのは結構載ってきていて、そこがどうなのかというのは多分個別にはあまり検討されないのではないかなと思うので、ちょっとこの写真だけ、近接過ぎるといところでフィーチャーされてしまっているんですけども、あまりそういったところで追及していく必要はないのかなと考えます。

議長 ほかにいかがでしょうか。今のご意見に関連して、何かもう少し皆さんのご意見をお伺いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

〇〇委員 そうですね、私もちょっと特別扱的にする対応をすると、ほかとの整合がつかなくなるなという意見は持っています。

あと、今回これ、どういうところで言い伝えとか、古風な雰囲気ということを考えて、形の上で見えているところでは、やっぱり木造、擬木風というのは確かに景観の中ではいろいろと賛否があるというのはそうなんですけれども、そもそもこの景観資源、まず資源であることが前提になって、その資源を、この要項を見ると、やっぱり市民及び事業者の景観に対する意識の醸成、それからどういうものがその基準となるかということ、大切にしたい、後世に残したいこしがやの景観を感じさせることとなっているんですね。

ですから、つまり主観的に市民が残したいなと思うものは候補になりうるということになっているとすると、あまり厳しい観点でコメントをつけて、こういうところに模擬があるとかというのを言うよりも、まちの中で、私はこういうところに越谷らしさと愛着を感じますよといって出したものについては、なるべく出した方の意向を尊重するというか、その方向はまず第一になるのかなというふうに感じています。

なので、主観性があるものであるということと、先ほどもいろんな1つの資源、資源を集めるんだけど、私もホームページを見ていると、1つの資源についていろんな状況の写真、いろんなアングルとか向きの写真が並んでいるのを見て、これいいじゃないというふうに思うんですね。それは、市民がその時々で越谷らしいなと感じて、参加してくださっているということがあるので、その在り方は非常にいい点だなと思っているんですね。

なので、コンテストということではなくて、いつでも、あれ、前回は出ているかな、だから自分が出さないかなじゃなくて、フリーにいつでもいいなと思った風景を毎年出せると、これ

はいいことだなと思うし、だからそういう意味で、応募者の最初の写真をなるべく尊重するというところが、一つ山になるんじゃないかなというふうに思います。

議長 どうぞ。

〇〇委員 ちょっと繰り返しになりますけれども、登録案の案としては、念仏橋で出ているんですけれども、検討理由が近接過ぎるからというのは、これも先ほどと同じになりますけれども、アングルの問題なんですよ。この人がもう20メートル後ろから撮っていれば、別にいいじゃんということなんです。応募理由をなるべく生かすというのは、そこにどんなもの、この普通の写真に対してどういう理由でこの人が出しているんだらうなというところに入っていくという。

こういうことをやっていけば、当然本人が気がつかないことを、後から周りが分かってしまうようなこともあったりとか、本人も気がつかないことは、周りがいろいろ言ったら、そうだったのかということもあるしという。だから、その辺をどこまでご本人の言葉で応募理由の中で言ってもらえるのか、あるいはそこは一切触れないのか。その辺は何か、この辺の目的というのは気づきですよ、日常、市民が暮らしていて、こんなことがあったんだというところ、だからそこをくみとるような形で、特別扱いする必要もないし、これも、じゃ、そういう意味でいうと、念仏橋が入った引きのアングルでいいのかなと思いますけれどもね、

だから、審議中心にして考えると、登録案のほうが気持ちよさそうだなとは確かに思うんですけれども。なので、だったらもうアングル違いでいけばいいですかね、もうちょっと引いて。

議長 分かりました。

そうすると、古風ということも、ある意味その評価理由を見ることによって、いわゆる視聴者のほうのいろいろ問題提起にもつながるかもしれないです。

〇〇委員 でも、近接ということもこっちで決めていることなので、応募理由とは、ある種、応募者と関係ないところで来ているので、その設問の立て方自体は、さっき言ったように写真の問題じゃないのということにはちょっと思うんですが。

議長 なかなか定性的なところなので、非常に割り切りが難しいところでありましてけれども、意見が分かれるところも一つこの問題提起として、評価理由を残すというのも一つの考え方だと思います。

〇〇委員、どうでしょうか、その辺については。非常に賛否分かれるところだと思いますけれども。

〇〇委員 ちょっとさっきの発言で、古風と言ったのが大分あるかなと思いますけれども、ち

よっと個人的な感覚もひっくるめて、この応募写真を見ると、せっかくここまで撮っているなら、ちゃんと橋の名前を入れてほしいというのが一つある。さっきも申しました。

それから、ただ景観としてこの写真を見せられてどうですかと、むしろ私が言われたとしたら、んって多分思うんですね。ここに古風って書いてあったんで、なるほど、ひょっとしたらこの写真から酌み取れない、要するに写し方を変えればもっとそういうのが感じられる場所、あるいはものなのかなという感覚があったんですよ。

だから、古風がどうというんじゃなくて、この写真だけで景観として載せるかと言われたら、でも撮り方によって、この人が言いたいような雰囲気があるなら、それはいいんじゃないのというニュアンスだったんですよ。何か、皆さんひっかき回しちゃったかもしれませんけれども、そういう感じなんです。

議長 いや、むしろ一つ一つこうやって議論を重ねていくことで、評価軸というのが見えてくるので、皆さんから自由闊達なご意見をいただいたほうが、この委員会の物差しも非常にはっきりと見えてくるので、大変ありがたい議論になっていると思います。

そうしますと、評価理由はできるだけ生かしておくということ、これが複数の方の共通の意見でございました。それと、あとアングルについては、やはり現状では、まず橋の欄干に掲げられている名称が切れてしまっているというのは、これはある意味、メッセージとしては不親切になってしまうということと、やはり周辺の状況がもう少し分かった方が、どこの場所のことをいっているかというのが明瞭になるということの意味では、写真の撮り直しを行うという、その2つの見解でよろしいでしょうかということ、もう一度皆様にお伺いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

どうぞ。

〇〇委員 分かんないですけども、もしかしたら意図的に名前を入れていない可能性もないことはなくて、私、何か市民活動をしているときに、プロの写真家の方のセミナーみたいなのを受けたことがあるんですけども、名前がきれいに見えて、それで語るのはいい写真じゃないと言われたことがあるんですよ。だから、店舗名とかが、店構えを見せたいときに、店舗の名前がしっかり入っているとかえってよくないみたいな話を聞いたことがあるので、必ずしも、途中で切れているから余計気になるんですけども、全部入れるなら全部入れる、全部切るなら全部切るというのはちょっとあるんですけども、必ずしも全部入っているのがいいかどうか、ちょっと私としては分からないというところがあって。

応募理由を鑑みると、登録案まで引いちゃうと、今度ちょっとまた全然違うものになっちゃ

うのかなという気がしています。なので、結構撮り直して難しいなど、個人的には。応募写真でいけるんだったら、なるべくいじらないほうがいいかなというのは、私としては。

議長 これ、単純な話で、撮影者に確認いただくということでどうでしょうか。ひよっとすると切れちゃったのかもしれないし、あるいは半分ちら見せで好奇心をあおるというのも、もしかするとあるかもしれないですので、そこは、そうしたら一応評価委員会としては、名称ははっきり見えたほうが親切じゃないかという話は意見としてあったんだけど、撮影者側の意図として、このままでいいのかどうかということ事務局で確認いただくということで、いかがでしょうか。よろしいですか。

じゃ、評価理由は、できるだけ尊重してこのまま残し、むしろ疑義があるようなところについては、問題意識をそこで視聴者の方々、市民の方々、我々も含めて共有するというような、そのきっかけになるというようなところで、この現状として、写真のアングルについては、親柱に書かれている名称というのがどういう意図で切れているかというのを確認いただくと。一応評価委員会としては、見えた方がよろしいんじゃないかと。それとあと、もう少し周辺の物を含めた形が、やはり景観としては分かりやすいんじゃないかという意見もありますけれども、そこも踏まえた形で撮影者にコメントするということがよろしいですか。

じゃ、特にご異論がないようですので、引きを撮ると。ただ、現状の引きを撮って撮り直していただいたやつはシルエットになっちゃっているというのと、後ろの屋外広告物の赤い色がかなり目立ってしまっているのもう少しアングルを幾つか撮影していただいて、最終的にはちょっと会長と事務局で判断を任せていただけたらと思いますけれども、今回、この件については、そういった収め方でよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 ありがとうございます。

大変、1発目から活発なご議論をいただきましてありがとうございました。

そうしますと、続いて、次のスライドをちょっと見せていただいてよろしいですか。

R4-53番です。今の議論の延長でいくと、このままでいくかどうかという話にもなるんですが、これ撮影者の意図としては、あれですか、やっぱり非常に何か物のけが出そうな時間帯の、このシーンが非常に重んじられているものなんでしょうか。一度撮影者とも確認があったというふうに先ほど事務局から説明があったんですけども、これについてはいかがでしょうか。

都市計画課主査 この応募が中学生の方なんですけれども、正直そんなに深くは、夜じゃない

と絶対駄目という感じでもなく、昼も夜もよく通るというところで、夜のほうがより静かで落ち着いた雰囲気があるので、夜に撮って見たけれども、撮り直しの可能性もあるようなお話をさせていただいたところ、昼間でも全然構わないというような話ではありました。

議長 という事務局からの回答ですけれども、これについては、何かご意見ございますでしょうか。いかがでしょうか。

事務局案として撮り直したものの、昼間明瞭なものを登録するというのでいかがでしょうか。

どうぞ。

〇〇委員 奈良の北に黒髪山というところがあって、少年刑務所とかあったんですけれども、あそこを運動部の人たちが、奈良市の人たちは運動するんですけれども、やっぱり夕暮れから夜にかけての黒髪山は別なものになるということがあったりして、これはさっきと全く逆で、さっきは登録応募した人は、近接しているかどうかかなんて全く問題にしていないんですけれども、今回応募者がやっぱり夕方から夜という情緒を入れてきていますよね。ですから、応募理由は、正確なら夜の五社稲荷神社ということなんだと思うんですけれども。

ちょっと大きな話で、来年四季が今度加わります。同じ景観に対して春夏秋冬、同じように同じ場所もやっぱり朝昼晩も全く違う景観になる。具体的にいうと、伊勢神宮なんていうのは、もう早朝に行かないと意味がないと言っている人もいるし、夕暮れが一番いいと言っている人もいるし、それで写真を撮ると、それは全く違うものになるという。

だから、この場合であるのであれば、一つは応募写真は分からないので、だからこの写真を審議するのであれば、私はなしだと思います。この写真が何だか分からないから。神社の参道とも分からない。だとしたら、そこをショットでもっと明るくして行って、両方の木とか石とかを出して、この写真を基に加工していくのか。違うのは、やっぱり昼間の写真は違うような気がしていて、だとしたら、さすがに赤いフィルターを入れろとは言いませんけれども、夕暮れの写真とか、何かそういうなるべく応募者の情緒に近いような、撮り直しをするにしてもですね。あるいは、もうちょっと解像度のいい、これフィルムだったら、例えばISO感度を上げるとかですね。ということで、応募したときの気持ちに近いものを尊重してあげるといいのかなという。

やっぱり、実際に同じ場所に立ってみても違いますよね。だからこういう強い写真が出るわけで、写真としても圧倒的にこれは左側の写真のほうが強いですし、目を引きますし、思いを入れたくなるんですけれども、そこが、じゃ例えば少し夕暮れ時とか明るめの写真を、日中は

ちょっとひど過ぎると思うんですけども、そのときに応募者の夜の五社稲荷写真というふうにつけるのか。でも、来年は明らかに春の何とかとなるでしょう。春の元荒川だったりとか、冬の何とかというふうに今度タイトルについてくるわけじゃないですか。だったらこれも、夜のとか、そういう黄昏時以降のまちということタイトルに入れることで、この写真を生かすような形にするのか。写真を撮るにしても、もう少しやっぱりこういうピーカンのデータとしての写真じゃなくて、これは完全に没ではなくて、もう見え方なので、そこの工夫は非常に必要だと思っています。よくさっきとこういう対比的な例が並んだと思うんですけども、そこはいかがでしょうか。

議長 事務局、いかがでしょうか。撮影者と接触されているいろいろお聞きになっていると思うんですけども。

都市計画課主幹 確かに応募者の意向を優先的に、意思を尊重するとなると、夜と昼では真逆のギャップがあり過ぎるかなとはおっしゃるとおりだと思います。なるべく応募者の理由とか意思を尊重するという、先ほどからのご意見はありましたので、撮影する時間のほうは夕暮れ時に調整させていただきながら、写真の取替えをまず改めて応募者に確認をさせていただきますが、そういった形で対応できたらなと思います。

ちなみに、資料1-4の42番というのが、近くで、出津橋から眺める夕日というものがございまして、ここもかなり近い場所の資源としての登録を市として考えておりますので、一緒に関連性のあるものとして、実際市民の方が足を運んでいただいた際に両方見ていただけるというメリットもあるかなとも思いますので、そういった形でも見直しの検討はしていきたいなと思います。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。本人確認で、夕暮れ時で、なるべく情緒を生かしながら撮り直したものを登録するというようなことで、本人の了承を得た上ということになりますけれども、そういった形で登録ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 特にご異論のないようなので、事務局のほうでお手数ですけども、よろしく願いいたします。

続いて、事務局から提示されている最後のものになります。

R4-41で、車窓からの富士山ということで、これ、もう一度ちょっと事務局のほうから論点を補足していただいでよろしいですか。

都市計画課主査 論点としましては、電車で移動中に撮られたものということでありましたので、そういった移動するもの場合は固定された場所ではないので、視点場と呼んでいいかどうかというところが悩みどころで、こちらのほうでは眺望とさせていただきます。移動するものから撮った場合、視点場ではないのかと考えて、眺望としておりますが、そのあたりはいかがかというところになります。

議長 ありがとうございます。

私自身、日常的に景観の分析とか研究をやっていますけれども、あまり移動しているからといって、それが視点場じゃないというような却下はあまり今まで経験にはないので、高架という一つの視点場になるのかなと思うんですけども、この辺は皆さん、ご意見いただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

どうぞ。

〇〇委員 私も経験で、電車で移動しているときにしか見られない景色というのは実際あったりとかして、新幹線に乗っていて富士山がすごい近いところだと、あそこってほかに多分代わりがないんだろうななんて思ったりする場面がある。富士駅とか、あの辺へ行くと、本当にすばらしい景色というのは、本当にあそこしか見られないということを考えて、越谷でこの写真を撮られた方が、この景色が本当にいいんだと思って、撮って応募していただけたということを入れた場合に、やっぱりこれは一つ、景色の写真としてありなのではないかなと、個人的には趣旨としては思っておりますが。

あと、写真の撮り方的に、何かこう一部写り込みがあったりとかするところは正直あるんで、これはどうしたらいいか、私、写真のプロじゃないんで分からないんですけども、そういうのが実際こういうふうに写り込んだりするんだろうなと、車窓から撮って、こういうのは、今後こういうのがあるんじゃないかというの、ちょっと私分らないんですが、一応個人的な意見としてはそんな感じです。

議長 コメントありがとうございます。

登録案としては、眺望という枠組みになっているんですけども、今回のテーマが一応視点場というようなことで募集をかけているというようなことで、その視点場の位置づけについて、事務局側から今審議を我々受けているわけですけども、もう少し。

どうぞ、お願いします。

〇〇委員 眺望と視点場の定義の違いというのは何なんですか。

議長 これ、私から答えてよろしければ、眺望というのは、眺める対象のことが一般的である

と。

〇〇委員 相手ということ。

議長 ええ。視点場というのは、これは明確に視点というのは目のこと、目の高さのことをいって、それが存在する場所で、そこが視点場ということで、いわゆるビューポイントのことになります。

〇〇委員 眺望も、何々の眺望って変わりますね、こうして見ると。

議長 そこは、一部眺望というのも、見晴らしている場所のことも含める場合もありますけれども、そういう場合には眺望点という言い方があったりとかですね、結構その辺曖昧なんですけれども。

〇〇委員 眺望点という言葉があるんですか。

議長 眺望点という言葉があります。ただ、視点場ということになると、もうこれはピンポイントで、観測、景観を眺めている人が立っているその位置というようなことになります。そもそもこれは造語で、景観工学の第一人者の我々と深堀先生と同じ分野の先達の方々ですけれども、その方の特許ではないけれども、造語になるんですけれども、一般的にかなり普及している言葉でございます。

〇〇委員 すみません、最後にそのことを言おうと思ったんですけれども、一般的には普及していないというふうに私は理解しています。実際に雑誌を10年、20年作っていて、その言葉は一度も出てきませんし、週刊誌の中にも、グラビアの中にも出てこないです。

いわゆる市民公募に対して、注釈が必要な言葉で募集をするということは、大変にやっぱり絞ってしまうという印象を受けます。これは大きな話で、最後に言おうと思っていたんですけれども、来年の場合は春夏秋冬、非常に明瞭なんですけれども、本来テーマを設けるというのは、具体的にいうと、詩とか短歌なんかでも募集するんですが、何かを募集しても書きようがない人たちがいるわけですよ。そういう人たちにきっかけとして、例えば今年のテーマはこうだけれども、一般公募もありますよみたいに、きっかけとしてそのテーマを絞った形じゃなくて、取っつきやすいということでテーマを出すけれども、常にそこにはたくさん送っていただき、自由参加もありますよという。

今回は、このテーマは、基本的なことなんですけれども、自由に挙げてもいいわけですか。それとも視点場に沿っていないと落とされるということなんですか。そもそも二本立てなのか、テーマはこうですよ、だけど何でもいいですよという二本立てなのか、それともテーマに沿ったけれども、まあいいかといって、ほかのものも入れているのか、曖昧にしているのか、そのこと

ころのちょっと対処をお伺いしたいと思うんですけれども。

議長 事務局、お願いします。

都市計画課主幹 参考資料でお配りしておりますポスターを確認していただきたいんですが、景観資源の登録に関しましては、4年たって、最初はそういったテーマを掲げずに、積極的に登録していくというのが念頭にございでしたが、二、三年目のときに、評価委員会のほうから、年々ごとにそういった特徴的なものとかコンセプトを掲げたらどうかという意見がございまして、今年度の視点場に関しましては、今までの登録件数とか、あとは越谷市の地域的な特徴を踏まえてテーマのほうを掲げさせていただいています。

そのテーマの、説明書きの下に、※書きでテーマに沿った内容でなくとも応募いただけますと、こういった形で、最終的には登録は視点場としてでなくても、ほかの対象分野に関して景観資源としての判断ができれば、積極的に登録していくと考えております。

以上になります。

〇〇委員 だとしたら、とても分かりにくいパンフレットだと思います。通常だと、今年のテーマはあなたのイチオシの視点場ですと、そのほかどんどんどしどしお送りくださいねのほうやっぱりメインに来ないと、やっぱりこれは視点場に限られて、むしろ人を減らしてしまう、選んでしまうというような方法であります。ありますというか、そういう商売をしている人間からすると、より多くの人たちを呼び込むことについては注書になっていて、絞り込んだところだけは詳しく書くという、この見せ方というのはあまり適切じゃないような気がします。

ただでさえ、やっぱり絞り込んだ中で視点場という専門用語を入れていくということについては、かなり排他的な印象を受けざるを得ないなというふうに思いましたという話は1つ、これが1個です。最後に言おうと思ったんですけれども。

景観に関していうと、いろいろ景観に関しては、文芸評論家の坪内祐三先生なんかも、地下鉄ができてから小説の中で東京の景色の移動の描写が圧倒的になくなったという、これはもう定説として、皆さんおおっと言っているんですけれども、そんな中で、越谷市は高架が通っていますよね、武蔵野線にしても、スカイツリーラインにしても。しかも、北越から先は地面に走っていきますけれども、やっぱり高架の風景というのは越谷市のすばらしい、僕は景観だと思っていて、富士山だけに限らず、秩父が見えたりとか、もっと言っちゃうと雲がすごくでっかかったりとか、夕方に遠くの雲まで真っ赤になっているのが見えたりとか、この高架橋からの景色というのは今までにない、動画の視点みたいな、地面にないような特別な視点だと思うので、これを何かぜひ登録をしたほうがいいと思いますし、もし今後、高架から新しい風景な

どが見えた人がいたら、見てみたいなというふうに思いました。

以上です。

議長 まず、募集要項の掲載については、一応視点場のところには、補注を見て、一応遠くまで見ることができる場所という多少の説明を今回書いてあるということに、事務局が努めていたと。

それとあと、事務局から今出てきている審議の内容というのは、登録が恐らくこれ前提にはなると思うんですが、要は分類の話ですよ。

〇〇委員 そうです。すみません、言い忘れました。

議長 ですから、登録は登録で、皆さん、今複数のご意見、異口同音に登録の方向ということが出てきているわけですが、分類として眺望か視点場かというような、そこの扱いになるわけです。

〇〇委員 分類で皆さんがやる分には構わないんですけども、募集要項でそういう内輪の言葉を、すし屋でガリって言ったりとかですね、そういうようなことはおやめになったほうがいいんじゃないかというだけの話でございますので。

議長 これは、ちょっと令和5年度のほうのまた話になってきますので、それはちょっとまた後に回させていただきますので、このR4-41については、分類として眺望か視点場かということになりますけれども、この点は、一般的にはビューポイントは視点場というような扱いにはなりませんので、今回の枠組みの中でいくと視点場でいいのかなと思いますけれども、この点についてご意見いただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

よろしいですか。

この越谷の高架からの風景というのは、先ほど冒頭私も挨拶で申し上げたように、本当に遠景の見通しが利くところで、なおかつけばけばしい外構物もそれほど目立って存在をしていないので、結構まちの資産かなと思っています。

そういう意味で、本当にいい、これは視点場という高架上のビューポイントとして扱って登録いただくということにさせていただきたいと思います。

ということで、まず審議として上がった3点、以上の形でよろしゅうございますか。

(異議なし)

議長 どうもありがとうございました。

そうしますと、事前に皆さん、ご自宅のほうに資料が配付されていたと思いますけれども、その他の、今回59の応募がありました。全体を通して何かご意見等あれば、お受けしたいと

思いますけれども、いかがでございましょうか。

どうぞ。

〇〇委員 ちょっと課題になったことと関係するんですけれども、先ほど分類のことをどうするかという議論で、視点場か眺望かとなったわけですので、先ほど会長からも視点場、眺望、眺望点等のそういう用語の説明があったと思うんですけれども、ちょっと気になるのは、そもそも眺望、視点場の要素というのはなかなか切り離せないというか、必ずミックスされて成立するものなので、応募者の応募理由と、それから景観資源は何なのかと、資源として登録するものは何かと考えると、多分事務局のほうで、これは分類は眺望です、これは視点場ですというふうにされていると思うんですね。

ただ、例えばなんですけれども、資料の中で、R4-7番をちょっと見ていただくと、「東西を結ぶ平和橋」でいいんですかね、これ、応募の方は、名称としては東西を結ぶ平和橋ですけれども、事務局の扱いは、今回の応募は視点場だからということになると思うんですけれども、視点場という位置づけになって、市役所本庁舎からの眺めという言い方になっていると。これ、応募の動機からすると、地域的に東西を結ぶ平和橋というランドマークがあるみたいに読めるわけですよ。そうすると、これ1番の要素というふうにも捉えることができてる。

ちなみに、過去、今この越谷市の中で景観資源はどういうものがあるかという、景観のデータベースみたいなものを作っている中で、平和橋というのを橋としてそれを資源とするかしないかというのは、今まであったかどうかちょっと分からないんですけれども、今回これをだから視点場としますと、ホームページの中ではやっぱり分類でなっていますよね、眺望がこれ、視点場がこれというふうになっているので、そうすると、この平和橋という橋という建造物は資源というふうには認識されないなというふうに思うところがあるんですね。

なので、ちょっとその分類3つの中でどれかという判断をするやり方が、資源をちゃんと拾っていくという観点からうまくできているといいなというふうに思ったところです。例えば1つの応募に対しても、場合によっては視点場でもあり、そこに写っているものが要素でもあるというふうに両方の分類の中で、ホームページを見たときに、要素のほうでは建造物という意味で平和橋というのも出てくるし、それから視点場というところでは、市役所の庁舎からこんな景色が見えるというところをクリックすると、それも見られるというふうになっていると、そういう意味で、3タイプで今までやってきたやり方はちゃんと踏襲すべきだと思うので、ただ、その3分類からいろんな景観を拾っていけるようにするという工夫があるといいなというふうに思っています。

以上です。

議長 今のご意見の意図は、3分類をさらに深掘りしていくようなホームページの作り方で、その分類にアクセスするとそういうものが一覧で出てくるとか、そういう意図ですか。

〇〇委員 今もたしか眺望とか、それごとに資源を見られるように。

議長 はい、なっています。

〇〇委員 ですので、この応募のやつは、橋っていう観点は全然分からないと思うんです。視点場のところをクリックすると、市役所の庁舎からこういうふうになっていて、登録名称案は「越谷市役所本庁舎からの眺め」なので、平和橋というキーワードがなくなるのかなと思うんです。そうすると、応募された方はこういう東西を結ぶところに橋があつてという、そういうコンテキストがちょっと残らない。だから、もうちょっと登録対象(1)番の意味合いも残してあげて、橋っていう、こういう平和橋というのが越谷にありますということも残せるといいなみたいな、そういうことです。

議長 その辺がもしかすると、それこそ評価理由で読んでいただくと、そういう意図のこれは登録なんだというのが分かってもらえると思うんです。

〇〇委員 応募理由が残っているのはいいのかなと思いますけれども。

議長 事務局としても、大分分類では毎年苦勞されて、判断に迷うところを我々のほうに調査、審議というようなことでずっと来られていますけれども、その辺はぜひ応募理由のところをご覧いただいて、単に登録されている分類だけではなくて、そこの周辺の深みというんですかね、そういうものをぜひ評価理由からご堪能くださいというのも変なメッセージですけども、そこでやっぱり知っていただくというのは大事なポイントかなと思います。

場合によっては、ホームページにそういった評価理由のほうもぜひご覧くださいというような一文をうたうというのがあるのかもしれないですね。つまり、単に分類だけでの評価ではないということなんです。

事務局、何かその点についてご回答ありますか。分類以外に漏れてくるものというのをどう伝えるかということだと思っておりますけれども。

都市計画課主幹 確かにおっしゃられるとおり、今日もお配りしているものの中で、配付資料一覧の一番最後に掲げている、こしがや景観資源登録済み写真一覧というのが、これまでに登録されて、今ホームページに載せているものになります。確かにカテゴリーごとに並べております。視点場はこれ、建造物はこれというふうにカテゴリーごとに集めていて、〇〇委員がおっしゃられたとおり、今回の7番を視点場で登録したとすると、橋として建造物のほうに入

ったかもしれないものが、建造物のほうに入らず、視点場のほうにだけ入るという形になってしまうので、委員のおっしゃられるところはよく分かります。

今後どういった形にしていくかというのは、検討していきます。

議長 その点については、分類の仕方というのがどういうプロセスで行われているかということと、そこからさらに分類の内容に加えて、応募理由のところもぜひご覧いただき、その登録資源の深みをご堪能くださいというような、そういった記述が一文あるとずいぶん違ってくると思うので、その辺を記載上の工夫点として対応いただくとよろしいかと思えますけれども。そんな形でどうでしょうか、ひとまず。

では、そういった形で事務局が、分類の方法と評価理由、応募理由のところ、その登録資源の詳細が理解いただけるというようなことを一文うたっていただくということで、ホームページ上ですね。よろしいでしょうか。

では、そういった形でさらにまた進化させていきたいと思えます。

そのほか、何か全体を通してございますでしょうか。

〇〇委員 すみません、細かいことで申し訳ないんですが、資料1-4です。応募資源一覧のナンバー31、鷲後香取神社（鳥居）の写真なんですけれども、これ、すみません、私が応募したんですけれども、鳥居ではなくて境内のつもりだったんですよ。鳥居という記述は多分応募要項にも書いていないです。境内全体に直していただくことはできますか。これ、中に入ると、たたずまいがあって、力石があったりとか。

都市計画課主幹 現地のほうも確認させていただいております、改めて応募者本人であります〇〇委員からご意見いただきましたので、内容の趣旨に合った形で修正をさせていただきます。

〇〇委員 だから、道祖神に対しての鳥居とかいうんじゃないくて、全体なんです。境内ということで修正いただくとありがたいと思います。

都市計画課主幹 分かりました。

〇〇委員 あるいは、境内だったらしにしてもらってもいいですけども。

都市計画課主幹 はい。

〇〇委員 よろしくをお願いします。

以上です。

議長 修正は可能でしょうか。

都市計画課主幹 はい。

議長 じゃ、修正していただくということで、よろしく願いいたします。

そのほか、よろしいでしょうか。

どうぞ。

〇〇委員 最初のほうであった話で、景観登録したやつを、いろんな冊子や、いろんなところでPRしているという話がありました。すごくいいことだと思うんですけども、東武の駅がありますよね。よく駅に写真が貼ってあったりするじゃないですか。その駅で降りたらこういうのが見られるんですよ、近くにあるんですよみたいな。ああいうPRの仕方もあるのかなというのを、それを聞いていてちょっと思ったんですよ。

それから、もう一つ、先ほどの夕暮れ時の、風情があるかどうか分かりませんが、暗い写真を見たときに、何だろう、箱根だったかな、日光だったか、昼なお暗きとかという言葉がついて、でも写っている写真は全然夜じゃないんですけども、そういううたい文句みたいなのがあって、そういうところなんだなみたいなのが結構あると思うんですね。

こういうのを今後景観として載せるときに、物によっては一言コメントがあってもいいのかなと、さっきの平和橋でしたっけ、あれもそうかもしれないんですけども、必要だったら一言コメントをつけるようなPRの仕方というのもありかなとちょっと思いました。

以上です。

議長 事務局、いかがでしょうか。

都市計画課主幹 今まで登録したものの公表の仕方につきましては、分類された写真の一覧だとか、あとは応募理由を含めた各資源ごとの場所だとか理由づけの形での公表させていただいているところです。

今、〇〇委員からいただいたものを、参考とさせていただきながら、具体的な公表の仕方については今後検討させていただければなと思います。

議長 よろしいでしょうか、そういった形で。よろしいですか。

そのほか、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうすると、最後に令和5年度の募集要項、出てきております。今、これ見る限りだと、専門用語というのは特になくには思いますけれども、こうした形で季節を感じさせる景観ということで募集をしてはどうかというのが事務局案でございます。

この点についてご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

議長 よろしいでしょうか。

ということで、〇〇委員から意見がありましたように、専門用語の扱いについては注意深く取り扱っていただくということで、それを踏まえた形で令和5年度の募集、お願いしたいと思っております。

それでは、ほぼ意見出尽くしたと思っておりますので、意見を集結したいと思っております。

◎採決

議長 今回59件のうち、継承性がちょっと見込まれない1件が非登録になりましたけれども、この59件のうち、1件を除く58件が登録するということで審議してまいりました。まず、この58件の登録について賛成の方は挙手をいただきたいと思っております。

いかがでございましょうか、採決に入りたいと思っております。

(賛成者挙手)

議長 どうもありがとうございました。

それでは、全員賛成ということで、58件の登録をいたしたいというふうに思います。この点を市長に答申いたします。

特には附帯意見も今回ないように思いますので、事務局としては、以上の58件の登録ということでよろしいでしょうか。

都市計画課主幹 答申に当たりましては、今まで附帯意見がありました場合、何件か意見をまとめて評価委員会としていただいておりますが、実は別紙で資料の1-5ですかね、一覧表を備付けしてございまして、名称の表記の仕方とか、意見もありましたので、その辺を踏まえて評価委員会の意見が反映されているということで答申いただいておりますので、今回はそういった形でいただければと思います。

議長 そういった形とは、どういった形で。

都市計画課主幹 一覧表のところの名称表記とか、〇〇委員から直してほしいとかという意見がありましたので、そこを修正したものを添付して、答申として受付させていただければと思います。

議長 分かりました。

そうすると、修正事項と、あとそうしたら、〇〇委員から出てきた、分類だけではなくて応募理由のところを参照することで、より登録資源の理解が深まるという一文をホームページ上に添えるということ、それと専門用語の取扱いについては慎重に対応するという、それと

応募理由については、できるだけ応募者の意図を尊重するということが、念仏橋のところであったかと思います。

大きくはその4点に絞られるかと思いますが、以上について、答申に付記するということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 では、事務局のほうでその取りまとめをお願いしたいと思います。

その後は、事務局と会長のほうで最終的な書面を作成するということがご了承いただきたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

(異議なし)

議長 では、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、どうもありがとうございました。

◎報告事項 1

議長 それでは、続きまして報告事項に移りたいと思います。

2件ございまして、まず最初の報告事項1「景観計画施行状況について」ということで、都市計画課より説明をお願いいたします。

都市計画課主幹 それでは、報告事項の1としまして、本市の景観計画施行状況についてご報告いたします。

私は都市計画課、木下と申します。よろしくお願いいたします。

右上に資料2と書かれてあります「越谷市景観計画施行状況」の紙と、お手元のスライド資料でご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

本市では、景観法及び景観条例に基づきまして、一定の規模を超える建築物の建築などが行われる場合に、景観の事前協議、届出が必要となります。

対象行為は主に2つに分類されておりまして、①のマンションなどの建築物の建築などを行うもの、②としまして、土地分譲による開発行為や駐車場の整備による土地の形質の変更などがございます。①の対象行為につきましては、下の手続の流れにあるとおり、事前協議を経て、届出をいただいています。

本市では、市全域を景観計画区域に指定しており、一般地域と特定地区があります。

各地域、地区の場所は、右の図のとおりとなっています。

一般地域につきましては、用途地域などにより、4つの地域に分類し、地域特性に応じた景観誘導を図っています。

また、本市では、特に良好な景観の形成を誘導する地区として、3つの特定地区を指定しています。

資料2につきましては、先ほどご説明した対象行為や地区における件数を表にまとめたものでございます。

なお、令和4年度につきましては、8月末時点での件数となっております。

初めに、景観条例に基づく事前協議についての傾向でございますが、①の建築物の外壁の変更の件数につきましては、マンションの老朽化に伴い、外壁の塗り替えを行ったものが最近多くなっています。

②令和2年度の工作物の建設の件数につきましては、携帯基地局の一次的な設置に伴いまして、多くなっているものです。

③全体の件数としましては、おおむね横ばいの傾向となっております。

続きまして、景観法に基づく届出でございますが、令和3年度の件数については、駐車場や資材置場の開発が多かったため、全体の届出件数も若干多くなっています。

なお、資料2の下にあります景観法計画通知につきましては、国や地方公共団体が行う行為の手続ですが、説明を割愛させていただきます。

続きまして、資料2の裏面を併せてご覧ください。

こちらは、景観アドバイザーの依頼件数をまとめたものです。

景観アドバイザー制度は、越谷市景観条例第39条の規定に基づきまして、良好な景観の形成を推進するため、技術的及び専門的な助言を行う制度です。事業者が行う事前協議や公共施設の景観形成に関して、景観まちづくり、色彩の分野で助言をいただき、良好な景観形成の推進に努めています。

現在は、景観まちづくりの分野で岡田委員、色彩の分野で依田委員にご協力をいただいています。

依頼件数につきましては、例年3件から5件程度行っており、今年度は病院や地域スポーツセンターの色彩、商業施設の増床計画について助言をいただいています。

昨年度は、民間施設の景観アドバイザー案件について説明させていただいたため、今年度は公共施設の景観アドバイザー案件を含めまして、本市が行っている公共施設の景観形成の取組についてご報告させていただきます。

公共施設は、景観まちづくりにおいて、先導的な役割を果たすことが求められておりまして、景観に配慮した公共施設を整備することで、まちの個性を高め、良好な景観ネットワークを形成していく必要があります。

本市では、越谷市の特性を生かした個性ある景観形成を図るため、関係22課で構成された都市デザイン協議会を設置しています。その協議会の下部組織として、道路や公園などの公共建築物以外の公共施設を対象としている専門部会と、地区センターや保育所などの公共建築物を対象としている特別部会があります。

それでは、各部会の概要についてご説明いたします。

まず、専門部会につきましては、道路や公園、河川などの施設を対象として、主に施設の色彩などについて協議を行い、景観配慮に努めています。景観形成の検討に当たりましては、取組フローに沿って協議を進めています。

まず、ステップ1で、年度当初に事業担当課から景観に関する協議が行える工事リストを提出していただきまして、そのリストアップされた工事について現地調査を行い、具体的な協議が必要な案件（工事）を抽出します。ステップ3では、色彩等の配慮事項について詳細協議を行いまして、必要に応じて景観アドバイザーから助言をいただいています。

また、その協議の内容については、景観協議に関する調書に取りまとめています。

最後に、ステップ4で、工事完了に伴いまして、協議した景観配慮事項について現場を確認し、景観形成の効果検証及び課題、検討事項を整理しています。

こちらは、景観協議に関する調書のイメージで、主に4つの項目で構成しています。

まず、左上の①では、工事の概要や景観計画上の位置づけ、既存施設の色彩などの基本的な情報を示しています。

その下の②では、景観協議やアドバイザーからの助言内容を簡単に示しています。

右上の③では、現場状況の経過が分かるよう、対象施設の工事施工前後の写真を示しています。

最後に、右下の④で、協議経過や写真の結果を踏まえまして、景観形成の効果を検証し、課題や検討事項を整理しています。

これら作成した調書につきましては、その後の景観形成の検討に当たり、基礎資料として活用し、参考にしています。

それでは、昨年度のアドバイザー案件についてご紹介させていただきます。

内容は、向畑橋の色彩について、依田委員から助言をいただいたものです。

工事の内容としましては、橋梁の老朽化に伴う維持管理として、塗装の塗り替え、構造物の一部補修を行ったものです。

越谷市景観計画では、景観を形成する要素としまして、軸や拠点、ゾーンを示した景観形成方針図が定められています。景観形成の検討に当たっては、この方針図への位置づけが重要となります。

当該工事の向畑橋は、市の北東部、赤丸の場所で、景観計画上は一般地域の田園・集落景観ゾーンに位置づけられておりまして、河川景観軸であります新方川に架かる橋となっています。

また、色彩の選定の検討に当たりましては、マンセル値という指標を使っています。マンセル値とは、1つの色を、色合いを示す色相、明るさを示す明度、鮮やかさを示す彩度の3属性で表しまして、左側から色相、明度、彩度の順で表します。読み方の例としましては、右下のとおり、5 R 6 の4などと読みます。

今回、色彩選定の対象となる部分は、橋梁の桁、外灯、柵で、写真のとおりの色が塗られていました。

右下の図は、景観計画の色彩基準を表したもので、黒い囲いの範囲が基準値内と定められており、桁の色彩につきましては基準値内ではありませんでした。市としましては、本橋梁が地域の橋として地元住民のイメージが残っていることから、この既存色を継承しつつ、基準値内で明度・彩度の調整が必要と考え、景観アドバイザーへ助言依頼を行いました。

アドバイザーからの助言としましては、柵、外灯の青色のB系と、桁のY R系は、色相の差が大きいため、なるべく小さくしたほうが色彩的調和が得られる。また、現地の河川や緑地など自然になじむ色としましては、低彩度が望ましいなどのご意見がありました。

アドバイザーからの助言を踏まえまして、桁は、色相差が少ない10 Y Rで、全体的に低彩度の候補1を採用しました。

こちらは、施工前後の写真となります。

既存色を継承しながら、施工前の少し派手な色から自然環境と調和した少し落ち着いた色により、地域特性に合った景観形成が図られたと考えています。

また、柵や外灯も少し明度を下げることによって、汚れや経年劣化によるさびが目立ちにくく、継続的な景観形成が見込まれると考えています。

続きまして、特別部会についてご説明します。

特別部会は、今までに保健センターや谷中分署、大相模保育所などの公共建築物を対象に、配置や色彩、外構、緑化などについて協議を行い、景観配慮に努めています。景観形成の検討

に当たりましては、取組フローに沿って協議を進めています。

まず、ステップ1で、建築物の概要や周辺の道路、建物などの現地状況を確認します。ステップ2で、建築物のコンセプトを基に、配置や色彩、緑化などの景観配慮事項ごとの考え方を整理しました基本的な考え方を作成しています。ステップ3では、その基本的な考え方を踏まえまして、詳細協議を行い、必要に応じて景観アドバイザーから助言をいただいています。最後に、ステップ4で、工事完了に伴い、作成した基本的な考え方に沿った施工がされているか、現地確認を行い、確認後、部会解散となります。

それでは、事例としまして、越谷市保健センター整備事業特別部会について簡単にご紹介いたします。

本施設の所在地は、東越谷土地区画整理事業地内で、令和2年4月に供用開始され、建築面積が約1500平米、高さが17メートルで、比較的規模の大きい建築物となっております。

保健センターは、市東部、赤丸の場所で、景観計画上では一般地域の住宅地景観ゾーン、南側にシンボル道路景観軸であります越谷駅前線、西側に幹線道路景観軸である都市計画道路が交差する場所に位置しています。また、周辺環境としましては、西側道路の向かいに越谷市立病院、同様の敷地内に越谷市保健所がございます。

なお、当該地は、越谷市看護専門学校の跡地でもあります。

こちらは、景観形成の検討に当たり、作成した景観形成の基本的な考え方を抜粋したものです。

この基本的な考え方では、特に配置計画について、道路や周辺施設と一体性を意識し、調和を図ることや、緑化について、看護学校のときに植えてあった桜を保全・活用するなど配慮に努めています。

このような景観形成の協議・検討を行った結果、昨年度、埼玉県緑化計画届出制度において、優秀な緑化整備を行ったものとして、越谷市保健センターが優秀プラン賞に表彰されました。

評価のポイントとしましては、先ほどお話ししたシンボル道路景観軸と幹線道路景観軸が交差する角地に、シンボルツリーとしてカツラを植栽し、休憩スペースを設けることで、利用者に優しい空間形成を図っている。また、看護学校のときから植えられていた既存の桜を、住民からの要望に応えまして保全・活用しているなどの点が評価されていました。

今回の表彰につきましては、景観配慮事項の一環であります緑化について評価いただいたもので、本実績を生かしながら、引き続き良好な景観形成を図っていきたく考えています。

今後とも、公共施設の景観形成について調査研究を行い、越谷らしい良好な景観形成の推進に努めていきたいと考えています。

報告は以上となります。

議長 ご説明ありがとうございました。

また、優秀プラン賞を受賞され、おめでとうございます。

◎報告事項 1 に対する質疑

議長 今の説明について、何かご質問とか確認したいことがあればお受けしたと思いますけれども、いかがでしょうか。都市デザイン協議会というのは、景観法ができる前から本市内では独自に取り組んでいる市内横断型の組織で、非常に他の自治体も参考にすべき協議体かなとは思っていたりしています。かなり長い実績がありますけれども。

特にご意見がないようでしたら、ご質問もないようでしたら、次にまた進みたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

では、引き続き都市デザイン協議会、実績を積み重ねていって、2つ目、3つ目の賞をさらに受賞いただけたらと思います。

◎報告事項 2

議長 続きまして、2つ目の報告事項といたしまして、「屋外広告物許可件数等について」ということで、都市計画課より説明をお願いします。

都市計画課主幹 都市計画課、山岸と申します。

私のほうから、屋外広告物許可件数等についてご報告を申し上げます。

お配りした資料につきましては、資料3「屋外広告物許可件数等について」及び報告事項2「屋外広告物許可件数等について」が説明資料となっております。本日、スライドにつきましては、報告事項2、屋外広告物許可件数等についてと、同じものを前に投影してご説明をさせていただきますと思います。

それでは、着座にて失礼いたします。

屋外広告物は、屋外広告物法及び越谷市屋外広告物条例により設置規模や設置できる地域等について制限がございます。また、設置の際は適用除外の広告物を除き、市長の許可を受ける必要がございます。

許可件数につきましては、昨年度の景観評価委員会において、9月末時点の件数をご報告さ

せていただいた令和3年度の許可件数は、72件から91件増えまして163件の許可をさせていただいており、令和2年度と同数の許可件数となっております。

また、令和4年度につきましては、8月末時点でのご報告となりますが、39件の許可をしておりまして、今後許可の更新等で約60件程度の許可の予定を見込んでおります。

また、今年度は屋外広告物の表示等のルールを関係者の方々をはじめ、広く市民の皆様にご理解いただくために作成している「越谷市屋外広告物条例のしおり」を見直し、景観計画における屋外広告物の基本的な配慮事項を明記することで、景観に配慮した屋外広告物の設置を誘導していきたいと考えております。

次に、違反広告物の撤去活動についてご報告いたします。

越谷市屋外広告物条例の規定に違反して掲出されている屋外広告物のうち、貼り紙・貼り札・広告旗・立て看板などの簡易な広告物は、屋外広告物法の規定により、所有者に伝えることなく撤去することができます。これを違反広告物撤去活動と呼んでおります。この活動は、越谷市、市民ボランティアである越谷市違反広告物簡易除去推進員、越谷市屋外広告物対策協議会の3つの主体により活動を行っております。

それでは、先に、越谷市違反広告物簡易除却推進員による撤去活動についてご報告いたします。

簡易除去制度に関する講習を受講し、市長から委嘱を受けた推進員のうち、現在活動する2団体に所属する方に活動を行っていただいております。令和元年度に比べて、令和2年・3年度の撤去枚数減少が見られますが、これは新型コロナウイルスの影響による事業者の休業のために、広告物の掲出が減少したと考えており、また感染防止の観点から活動回数も少ない状況となっております。今年度に入りましては、感染防止対策をしながら徐々に活動が増加しているような状況です。

続きまして、越谷市屋外広告物対策協議会による撤去活動についてですが、こちらは越谷建設推進協同組合及び越谷市建設業協会に所属する合計25の事業者で構成をされております。平成26年度以降、市と協議会が撤去活動の業務委託契約を取り交わし、月に2回程度、活動する地区を決めて撤去活動を行っております。

こちらの活動につきましても、令和元年度に比べ、令和2年・3年度の撤去枚数が減少しているのは、新型コロナウイルスの影響による事業者の休業等により、広告物の掲出が減少したためだと考えております。

また、年に1度実施している市内一斉除去活動につきましては、越谷市、越谷市屋外広告物

対策協議会に協力企業の2事業者を加え、今年度も9月に実施をしております。

今出ておりますグラフにつきましては、先ほど2つの活動主体についてご報告を申し上げた簡易除去推進員の皆様及び屋外広告物対策協議会の撤去活動により撤去された違反広告物の枚数を年度ごとにまとめたものとなります。令和元年度の約5,700枚に対し、令和2年度・3年度は約2,200枚となっていることがお分かりになるかと思えます。

最後になりますが、違反広告物対策の当市の取組についてご報告いたします。

まず1つ目に、屋外広告物対策協議会の活動方法の見直しです。

違反広告物のパトロールは、市内全域行っているんですけども、撤去の数が地区によって異なっておりますので、違反広告物が多い地域のパトロール回数を増やすよう調整し、年間の活動回数を割り振っております。

2つ目に、違反広告物抑制に係る啓発の実施です。

分譲住宅の募集に関する違反広告物が多いことから、宅建業協会に対し、会員への注意文の配布を依頼しております。令和3年度から年2回の依頼を実施しておりまして、今年度は4月に既に一度実施をしております。

3つ目に、簡易除去推進員の募集に関わる啓発活動の実施です。

違反広告物対策を推進していくためには、市民ボランティアの協力が必要不可欠であり、市民ボランティアの参加を促していくため、広報こしがやに募集記事を掲載するほか、今週土曜日にあります協働フェスタにおいても案内をし、募集活動を行っていきたいと考えております。

4つ目に、違反広告物対策の強化です。

違反の多い業者につきましては、電話や訪問等にて直接指導を行なうほか、違反広告物への警告文の貼付けを行っています。

駆け足となりましたが、報告につきましては以上となります。ありがとうございました。

議長 ご説明ありがとうございました。

全体に数字が落ちてきているのが、コロナの影響というお話もあつたんですけども、何かこれまでの継続的な取組で減ってきているという、何か外的要因というのもあるとうれしいかなと思うんですけども、どうですか、何か感触はありますか。コロナ以外で減ってきているというところについて。

都市計画課主査 そのあたりは、コロナが収まってきたら正確な数字も分かるのかなというところですが、日頃から活動を行っている成果の現れであつたらうれしいなというふうには感じておるんですけども、大幅に減っておりますので、コロナの影響で事業者が外に出しにくい

こと自体が少なくなっているのか、我々の活動の成果なのかというところは、データも少ないものですから、判断がしづらいところではございます。

議長 このコロナ禍の中でも、ボランティアの方々は継続的に除却はやられているんですか。

都市計画課主査 そうですね。特に本日もご出席いただいている石尾委員は、活動を頻繁にやっていたりしております。あと現在5団体ございますけれども、二、三団体は少しずつ活動を開始されていまして、令和2年度ぐらいからちょっとコロナが心配でということで、活動を自粛されている団体もいらっしゃいますが、そこは落ち着いたら、やっていただくようにご案内はしております。

議長 だとすると、恐らく大きな右肩下がりの状況というのは、事業者さんのほうがコロナで活動が低迷している中で、積極的にやはりコロナ禍の中でもボランティアの方々尽力されているので、それでかなり右肩に下がっていくよというような解釈もできるかもしれないですね。そういう意味では、非常にボランティアの方々には感謝申し上げなきゃいけないですけども。

石尾さん、何かございますか、活動を通じて。

石尾委員 今おっしゃったとおりなんですけれども、しぶとく残っている幾つかの業者というのが、だんだんやり方がひどくなってきているので、そこへの対策というのが難しくなっているなというのは感じます。

ただ、全体としては少なくなっているかなと思います。

議長 ひどくなっているというのは、具体的にはどういう、差し支えない範囲で。

石尾委員 企業名は言えませんけれども、電柱、それから警察の信号のボックスだとか、交差点に1か所、昔カウントしたのですが、約50枚弱ぐらい貼るんですよ。1か所だけですよ。それは極端な例ですけども、今度取るほうになると、簡単に取りえないので、都市計画課さんと協力し、いろいろお願いしてやっていますけれども、一応予定では来年の半ば頃までには終わらせたい。始まったのが去年の暮れからですから、1年、2年はかからないかなと、1年半ぐらいで、非常に取りにくくなっているというところもあって、やっぱり人海戦術になっちゃうんですよ。なので、新しい会員の人を何とか確保していかないと、これから先、ちょっとしたそういうのが、1つ、2つの団体なんですけれども、出てくると結構対応に困るという感じですよ。

全体としては減っておりますので、そういう意味では助かっております。

議長 本当にご尽力を感謝申し上げたいと思います。我々も何かできる限りの協力はいたしたいと思いますので、もし何かあればお声かけいただければと思います。

石尾委員 ありがとうございます。

議長 よろしく願いいたします。

◎報告事項２に対する質疑

議長 何か、今の事務局の説明に関して、ご質問等あればお受けしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

よろしいですか。

ありがとうございました。

ちなみに、1つ前の報告事項で、依田委員のアドバイザー案件ありましたけれども、依田委員のほうから何か補足等の説明はございますでしょうか。色彩のところですね、橋梁の。

依田委員 とても分かりやすい資料を作っていただいたので、特段ないんですけども、そのものが建造物なり橋なりがあるところの周辺との関係と、あと単体で見たときの色彩的調和を少しでも調和するように、調整、アドバイスさせていただきました。

議長 どうもありがとうございました。

また、引き続き次年度もよろしく願いいたします。

◎その他

議長 以上をもちまして、審議事項と報告事項、全て終了いたしましたけれども、全体を通して何か皆さんのほうから申し上げることございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、以上をもちまして、今年度の景観評価委員会、終了いたしたいと思います。

長時間にわたり、活発なご議論を大変ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、事務局のほうに進行をお返ししたいと思います。

皆さん、ご協力どうもありがとうございました。

◎閉会

事務局 皆様、本日は長時間にわたり調査、審議いただきまして、誠にありがとうございました。

なお、本日の委員会の会議開催結果につきましては、越谷市審議会等の設置及び運営に関す

る要綱第12条の規定に基づき、越谷市ホームページにて公表いたします。皆様ご了承願います。

以上をもちまして、令和4年度第1回越谷市景観評価委員会を閉会といたします。

本日はどうもありがとうございました。

午後 4時25分 閉会